

# 「あきたビジネスプランコンテスト」募集要項

## 1 目的

秋田県内における創業・起業（以下「起業」）意識の醸成と起業家の発掘、又は活動を促進する。また、ビジネスチャンスの拡大や人脈づくりの支援による県内産業の底上げと地域経済の活性化を図る。

## 2 応募資格

県内に拠点を構えての起業、又は既に事業展開している、あるいは、積極的に新しい事業展開や新分野への進出を目指そうとするビジネスを応援するため、業種や事業分野を問わず幅広く募集します。

- (1) 秋田県内において起業を予定、又は平成31年1月1日以降から既に起業している者。
- (2) 秋田県内において、平成27年1月1日以降に起業（第二創業含む）し、アイデア商品の開発、斬新なサービスや新技術の導入により、令和2年3月31日までに新しい事業展開や新分野への進出を予定している者。
- (3) 第二創業は業種として、総務省の日本標準産業分類の細分類が異なる事業であること。
- (4) 法人の場合は、同一企業からの出資額が50%を超えていないこと。

## 3 対象事業

次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 新規性、独創性、市場性、成長性等が認められるビジネスプランであること。
- (2) 事業展開により雇用の創出や地域経済の活性化など、地域への波及効果が期待されるビジネスプランであること。
- (3) 他の機関や団体で実施している同様のコンテストで発表していない、又は応募中でないビジネスプランであること。

## 4 応募方法

- (1) 令和元年7月19日（金）午後5時【必着】までに、所定の応募用紙に日本語で記載のうえ、応募者の身分を確認できる運転免許証等のコピー及び関係書類を添付し、郵送又は持参によりあきた企業活性化センターまで提出してください。

- (2) 応募申請書は、コンテストホームページからダウンロードできます。  
<http://www.bizcon.vt-akita.com/>
- (3) 参考資料（パンフレット、図面等）を提出される場合は、同じものを7部提出してください。
- (4) 応募は個人、法人又は1グループにつき1プランとします。

## 5 審査

### (1) 審査基準

起業・経営に関する専門性を有する方やその助言・指導経験を有する方など、有識者で構成される審査委員会において、新規性、独創性、市場性、成長性、地域への波及効果等について審査します。

### (2) 1次審査（書類審査）

すべての応募プランの書類審査を行います。

### (3) 2次審査（面接審査）

1次審査を通過された方の面接審査を行います。

### (4) 個別指導

2次審査を通過された方のうち希望者を対象に、ビジネスプランのブラッシュアップのため、専門家による個別指導を行います。

### (5) 最終審査（プレゼンテーション審査）

令和元年11月6日（水）に秋田ビューホテルで開催される「あきた起業家交流フェスタ2019」の1部門として、プレゼンテーションによる審査を行います。

## 6 表彰及び副賞

グランプリ1名（賞金50万円）、準グランプリ1名（賞金30万円）、グッドプラン賞2名（7万円）、ヤングビジネス賞学生上位1名（図書カード3万円）、敢闘賞3名（図書カード1万円）を決定し表彰します。

## 7 受賞者に対する支援

受賞者に対しては、専門家による指導・助言を行うほか、ホームページや報道機関への情報提供により、ビジネスチャンスを拡大するための支援を行います。

## 8 スケジュール

- (1) プラン受付 令和元年5月13日（月）～令和元年7月19日（金）
- (2) 1次審査 8月上旬

- (3) 2次審査 9月上旬
  - (4) 個別指導 9月中旬～10月上旬
  - (5) 最終審査 令和元年11月6日(水)
- 会場：秋田ビューホテル

## 9 注意事項

- (1) 提出された書類は、1次審査終了後にご本人に返却いたします。
- (2) 審査結果に対する個別の問い合わせには一切お答えできません。
- (3) 応募用紙は、当委員会が指定した様式及び方法で作成してください。
- (4) 応募者名や応募プランは内容の一部をホームページ等で公表する場合があります。
- (5) 最終審査及び表彰式は一般公開で行いますが、特別なノウハウや秘密事項については、応募者の責任において法的保護の対策をしたうえで、公表しても差し支えない範囲で応募してください。
- (6) 本コンテストに伴い、当委員会が知り得た個人情報、本人が同意している場合を除いて、本コンテストに関する以外の利用や第三者に提供することはありません。
- (7) 審査結果発表後においても、プランの盗作や応募用紙の内容に虚偽の事実があった場合は、受賞の取り消し及び副賞の返還を求める場合があります。
- (8) プラン内容等が第三者の著作権、産業財産権等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任において解決してください。当委員会は一切の責任を負いません。
- (9) プラン作成のための経費及び審査会等への参加のための交通費等は自己負担となります。

## 10 主催

「あきた起業家交流フェスタ2019」実行委員会

公益財団法人あきた企業活性化センター（総括）

秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合、秋田県信用保証協会、（協賛機関）

秋田県、秋田市、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、秋田県中小企業団体中央会、日本政策金融公庫秋田支店（以上後援機関）

※順不同

## 11 問い合わせ先

〒010-8572

秋田県秋田市山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2階

公益財団法人あきた企業活性化センター

総合企画部 総合相談課

電話 018-860-5610

FAX 018-863-2390

メール soudan@bic-akita.or.jp

センターHP <http://www.bic-akita.or.jp/>

コンテストHP <http://www.bizcon.vt-akita.com/>